

別表1（第5条）

入所者利用料表

単位：円

対象収入による階層区分		利用料金内訳			利用料金合計額	
区分	対象収入	サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	5月～9月	10月～4月
1	1,500,000円以下	10,000	生活費 44,500 暖房費 8,250 (10～4月)	10,000	64,500	72,750
2	1,500,001～1,600,000円	13,000			67,500	75,750
3	1,600,001～1,700,000円	16,000			70,500	78,750
4	1,700,001～1,800,000円	19,000			73,500	81,750
5	1,800,001～1,900,000円	22,000			76,500	84,750
6	1,900,001～2,000,000円	25,000			79,500	87,750
7	2,000,001～2,100,000円	30,000			84,500	92,750
8	2,100,001～2,200,000円	35,000			89,500	97,750
9	2,200,001～2,300,000円	40,000			94,500	102,750
10	2,300,001～2,400,000円	45,000			99,500	107,750
11	2,400,001～2,500,000円	52,000			106,500	114,750
12	2,500,001～2,600,000円	59,000			113,500	121,750
13	2,600,001～2,700,000円	66,000			120,500	128,750
14	2,700,001～2,800,000円	73,000			127,500	135,750
15	2,800,001～2,900,000円	80,000			134,500	142,750
16	2,900,001～3,000,000円	87,000			141,500	149,750
17	3,000,001～3,100,000円	94,000			148,500	156,750
18	3,100,001円	131,400			185,900	194,150

令和元年10月1日～

- ◎ 居室の電気料、水道料は実費を負担することになります。
- ◎ この表における「対象収入」とは前年の収入から、租税、社会保険料、医療費の必要経費を控除した金額です。
- ◎ 夫婦で入居する場合、夫婦の収入および必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合のそれぞれのサービスの提供に要する費用徴収額については、上表の額から30%全額した額を徴収額とします。
- ◎ サービスの提供に要する費用、生活費は月の中途で利用、退去される場合は日割り計算となります。
- ◎ 欠食されたときは、朝食1食180円、昼夕食280円生活費より減額となります。
- ◎ 夫婦で入居する場合、居住に要する費用徴収額については、一人当たり月額5,000円とする。